

高規格幹線道路とは

昭和62年、道路審議会の答申に基づいて決定された高規格幹線道路網として、全国的な自動車道交通網を構成することで高速交通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢、中核都市、地域の発展の核となる地方都市およびその周辺地域等から、おおむね1時間程度で利用が可能になるよう、およそ14,000kmで形成される自動車専用道路のことです。高規格幹線道路は、広域的な交流を促進し、地域間連結を図るための広域的な幹線道路のマスタープランである広域道路整備基本計画に位置付けられています。

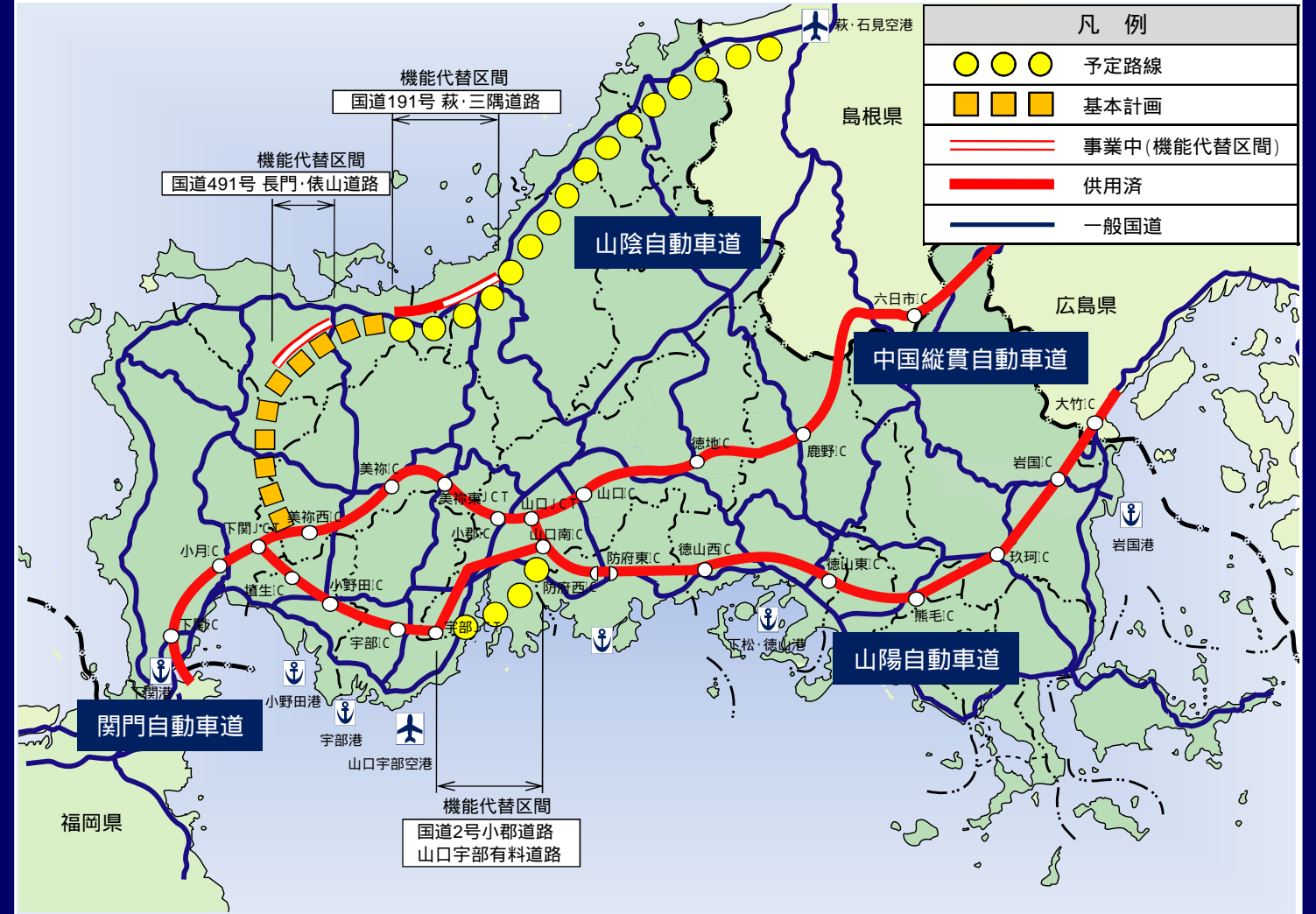
高規格幹線道路の整備体系



平成22年8月現在

高速道路ができるまで(平成22年8月現在)

現在国会において高速自動車国道法の改正案が審議中であり、今後変更となる可能性がある。



路線名	区間	延長 (km)	予定路線	基本計画	整備計画	施工命令	供用開始
中国縦貫自動車道	県境～鹿野:C	22.9	S39.6.16 (国縦道法による)	S42.11.12 (第17回) S40.11.1 (第14回)	S46.6.1 (第21回)	S46.6.1	S58.3.24
	鹿野:C～山口:C	36.8					S55.10.17
	山口:C～小郡:C	12.7					S50.4.1
	小郡:C～美祢:C	18.1					S49.7.31
	美祢:C～小月:C	26.4					S48.11.14
小月:C～下関:C	15.5		S41.7.25 (第16回)	S41.7.25			
計	132.4						
山陽自動車道	県境～岩国:C	7.4	S41.7.1 (国縦道法による)	S46.6.8 (第21回)	S53.11.21 (第25回)	S53.11.21	S63.3.29
	岩国:C～玖珂:C	14.1					H4.6.25
	玖珂:C～熊毛:C	12.2					H2.12.20
	熊毛:C～徳山東:C	11.8					H2.3.30
	徳山東:C～徳山西:C	18.0					S61.3.27
	徳山西:C～防府東:C	12.6					S62.12.4
	防府東:C～山口JCT	18.0					未定
山口JCT～宇部JCT	約27	S62.9.1 (国幹道法による)	H1.2.27 (第28回)	未定	未定	未定	
宇部JCT～下関JCT	28.1		H3.12.3 (第29回)	H5.11.19	H13.3.11		
計	122.2						
関門自動車道	下関:C～県境	2.3	S43.3.11 (高速国道法による)	-	S43.3.19 (第18回)	S43.4.1	S48.11.14
	(下関:C～門司:C)	(9.4)					
計	2.3						
山陰自動車道	県境～長門市三隅	約55	S62.9.1 (国幹道法による)	未定	未定	未定	未定
	長門市三隅～美祢市	約35					未定
計	約90						